

## 公益法人化の問題をめぐって

公益法人担当理事 平岩 幹男

公益法人への移行の問題をめぐってはすでに耳にされている先生方もおられるかと思いますが、平成20年12月より法人移行の手續が開始されました。平成25年11月末の移行期限までに移行申請を行わなければ解散となるとされており、それまでは特例民法法人としてこのままの形態で存続が可能です。これについて現在わかっていることを簡単にまとめておきたいと思います。

現在の法人は、民法第34条「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団または財団であつて、営利を目的としないものは主務官庁の許可を得て、法人とすることができる」という明治時代からの条文に基づいて設置されてきました。しかしながら社会情勢の変化などを受けて、法人が大きく変わることになりました。これからは法人法の要件を満たせば登記のみで一般社団法人を設立できることになりました。このうち、認定法に定められた基準を満たしていれば、公益認定を受け、公益社団法人となることができます。基準を満たしているかどうかの判定は、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行うことになっています。

したがって選択肢は公益社団法人に移行するか、一般社団法人に移行するか、解散するか3つしかありません。解散の場合には財産は没収となります。日本小児保健協会の場合には営利目的での事業を行っていませんので、当然、公益社団法人になると考えておられる方も多いと思いますが、今回の法改正での公益事業とは、利益を生み出す目的がなく社会的に有用なことをしていることが公益目的事業ではなく、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する事業を指しています。すなわち現在の当協会のように、会員から費用（年会費など）を徴収し、会員のために行っている事業（小児保健学会やセミナー、機関誌の発行など）は公益性とは認められないこととなります。公益社団法人では公益目的事業比率が支出ベースで50%以上あることとされており、現在の当協会の事業内容、支出状況からはこれを満たしてはおりません。したがって現在のままでは公益社団法人になることは容易ではありません。

それでは公益社団法人と一般社団法人の違いは何でしょうか。ポイントは2つです。一つは公益社団法人では税制上の優遇措置や、寄付の控除措置ができるということです。しかし利益がもともとなければ課税される部分が多くないことは明らかです。もう一つは、監督官庁（所轄官庁）の有無です。公益社団法人では税制上の優遇措置にもなって監督官庁が必要になりますが、一般社団法人ではいけば会社と同じですので、内部留保資産の償却（これは複雑なので説明は省略します）が済めば、監督官庁はなくなります。多くの医学系学会でも気分としては公益であると感じておられるようですが、実際にそのように移行できるかどうか悩んでいるのはこれらの点によります。

なお公益社団法人であろうと一般社団法人であろうと、共通していることがあります。それは、新法人移行後は、理事会では代理出席や委任状は認められなくなることです。本人の出席が必要となります。実際に半数以上の理事が出席しないと予算や決算が成立しないという状況にもなりかねませんので、次回からの理事選出にあたってはこの点も考慮して選ぶ必要があります。以上、簡単ですが新法人制度についての説明とさせていただきます。